

# 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 《所得税・法人税》

## 1. 適用の対象者

農業者等

## 2. 特例の内容

農業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、下図のとおり、原則として取得価額を一括して全額損金（必要経費）算入できます。

ただし、特例の対象となる損金（必要経費）算入額の上限は少額減価償却資産の合計額が年間300万円までとなります。

### 【少額減価償却資産の償却方法】

取得価額	償却方法		
	法定償却 (定額法・定率法)	3年間一括償却 (1/3償却)	全額必要経費算入 (即時償却)
30万円以上	○	×	×
20万円以上 30万円未満	○	×	○ (青色申告が要件) (合計で300万円まで)
10万円以上 20万円未満	○	○	
10万円未満	— (法人は○)	×	○ (法人は○)

※青色に塗られた部分が特例の対象となります。

なお、対象資産から、減価償却資産のうち貸付け用のものは除外されます。

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課経営税制グループ  
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5152  
(直通) 03-6744-0576